２０２３年１１月１４日

愛 媛 県 知 事
　中 村　 時 広　 様

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会　　長　　菊 川　　泰

２ ０ ２ ４ 年 度 要 請 書

平素は、連合愛媛の諸活動に対し、格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

また、貴職におかれましては、これまでの愛媛県の課題に対して、中長期的な視点から「愛媛県総合計画～未来につなぐ　えひめチャレンジプラン～」を策定し、既に取り組みを進めていることと存じます。

さて、連合愛媛は、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、すべての労働者の生活向上と生活者の視点から、安心・安全な生活環境の維持・整備に向けた活動を進めています。

その取り組みの一つとして、連合愛媛構成組織をはじめ、関係団体から意見聴取を行い、愛媛県への政策・制度要求をとりまとめました。

つきましては、別紙の要求と提言を、今後の愛媛県の取り組みに十分反映されますよう要請いたします。

２０２３年１１月１４日
日本労働組合総連合会愛媛県連合会

連合愛媛２０２４年度政策・制度要求

愛媛県に対する『要求と提言』

Ⅰ.適正な取引慣行の実現

（１）サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配と取引先の「働き方」も含めた適正化を更に推進するため、県内企業の「パートナーシップ構築宣言」参加拡大にむけて、積極的に各業界団体への働きかけを行うこと。

（２）すべての労働者の立場に立った働き方を実現するため、中小企業などの「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正指導や発信を強化されること。

（３）中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の利用促進をはかること。

（４）最低賃金制度の意義・役割や労働者が適用される最低賃金額を常に把握できるよう、労働局とも連携しホームページや様々な媒体を通じて県民（労働者）へ周知を行うこと。

Ⅱ．地域雇用の拡大と労働環境の整備

（１）地域の特性を活かしたまちづくりを推進し、地域雇用の増大をはかるために、核となる企業への支援を行い、地域内外の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高めること。

（２）障がい者雇用について

①中小企業における障がい者の雇用を推進するため、中小事業主認定制度の活用とともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかりつつ、採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。

②地方自治体における障がい者の雇用を積極的に推進し、公務の職場における障がい者への差別禁止と合理的配慮の提供に必要な体制の整備と予算の確保を行うこと。また、法定雇用率の段階的な引き上げにも率先して対応されること。

（３）高齢者の就労促進

①高年齢者の加齢に伴う身体的変化を加味した安全と健康確保のための「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境の改善や配慮事項の整理、勤務条件や健康管理などの改善をはかること。

②労働災害防止の観点から、労働者の身体機能の維持向上に向けた健康づくりを推進すること。

（４）国、学校、労使団体等と連携し、ＵＩＪターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。

また、市町が取り組んでいる移住支援策についても連携を強化し、積極的に支援されること。

Ⅲ．ジェンダー平等政策

（１）だれもがあらゆる分野で個性と能力を発揮して活躍できるよう、女性の参画が進んでいない業種や中小企業においても女性の参画と定着が進むよう、環境整備のための支援を行うこと。

（２）多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大で対応し、選択的夫婦別氏制度の導入をめざすこと。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、数少ない制度がなしの県となっていることを踏まえ、早期にパートナーシップ条例の制定を進めること。

（３）男女が仕事と生活を調和できる環境整備にむけて、短時間勤務制度や有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件、パパ・ママ育休プラス、等両立支援の個別制度の情報提供や相談窓口の設置など、企業における取り組みを支援すること。

Ⅳ．子ども・子育て支援等の充実

（１）子育てが孤立しないよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、市町ごとの子育て世代包括支援センターのこども家庭センターへの移行に向けて体制強化を行うこと。

（２）子育てに関する対面やオンラインを活用した相談体制の整備、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業、相談業務を行う職員の専門性向上のための研修の充実など、保護者への相談支援事業を充実させること。

（３）働く保護者の負担軽減に資するよう、延長保育（幼稚園における預かり保育を含む）夜間保育、休日保育等の拡充のため、財政支援を強化すること。

（４）放課後児童クラブについては、学校近隣にない地域やボランティアで子どもを預かる地域も一部残っている。市町で、格差なく子どもたちを安心して預けれる環境整備にむけて、運用状況を確認し支援されること。

（５）子どもの人権を守り、社会問題となっている育児放棄や児童虐待の予防と対応策を強化すること。

（６）子を望む夫婦への支援として、不妊治療については可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用による影響を把握するとともに、保険適用外となった治療法に対する助成制度を設けること。

（７）少子化対策も含め晩婚化や未婚率が上昇する中、若者をはじめ出会いの場の機会を増やすなど、各種団体と連携して取り組みを進めること。

Ｖ．安心できる町づくりと社会インフラの整備

（１）地域医療について

①新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえつつ、今後の新興感染症の感染拡大時における医療を考慮したうえで、地域実態に即した第８次医療計画（2024～2029 年度）の策定ならびに地域医療構想の推進をはかること。

②高齢者が医療と介護を受けられるよう、今般の新型コロナウイルス感染症対応に関する検証・分析を行うなど、今後の課題を抽出し円滑かつ適切に検討作業を進めること。

③過疎地域における遠隔医療の整備に向けて、５Ｇ通信技術を用いた診療、治療、手術などのトライアルと検証を行い、必要な地域に展開できるよう整備されること。

④医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行すること。また、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援を行うこと。

⑤地域に配置された医師を支援するため、研修や休暇のための代替医師の確保、職場環境や住環境の整備、労働条件の改善を進めるとともに、地域住民に対しても、医師の労働環境改善に対する理解を求めること。

（２）地域交通について

①「地域公共交通活性化・再生法の改正」に基づき、「地域が自らデザインする地域の交通」にむけて、過疎地域での移動手段（バス・鉄道など）の確保とサービスの維持も含め、法定計画を見直していくこと。

②生活基盤最低保証基準維持の観点から、障がい者や子どもの通学、免許返納者含む高齢者などに対する優遇措置（運賃割引）について、地方自治体からも支援を行うこと。

③交通事故防止の観点から、車や鉄道また自転車等での交通ルールの周知、特に高齢ドライバーや幼児、学生に対する交通安全啓発活動の強化を行うこと。

（３）公営住宅について、借主（世帯主）の事情等（離婚・死亡）により、同居家族に影響を及ぼす場合は、名義変更を認めるなど、継続して居住できるよう柔軟な対応を行うこと。

（４）過疎化が進む地域での所有者不明土地問題や空き家への対応として、法改正内容の周知とともに、土地所有者や利用希望者向けの相談体制を構築し、各種利活用制度を案内すること。

（５）防災・減災対策として、気候変動の影響による自然災害や近い将来発生が予測されている南海トラフ地震など、老朽化したインフラの維持・更新やデジタル技術を用いた診断や管理、また緊急時におけるＩＣＴを活用した県民への情報伝達手段についても整備されること。

以　上